

186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第3刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
51	問題23 解説	(2)【問題20】参照	(3)【問題20】参照
240	2行目	(この6の項目のみ・・・)	(この7の項目のみ・・・)
249	表の下(13)	(14の⑩と15の⑥の違いに要注意)	((12)の⑩と(13)の⑥の違いに要注意)

P118 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

※3項イとロについて

● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。

○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については  
⇒②のグループに入る(150㎡以上で設置義務)。

○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの  
⇒消火器具の設置そのものが不要。

P119のトップに追加

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。